



# 令和5年度 就学援助を希望される保護者様へ大事なお知らせ

那覇市では、小・中学校へ通うお子さんの保護者のうち、経済的理由により、学用品費や修学旅行費、学校給食費などの支払いがお困りの方に、費用の一部を援助しています。

## 1 援助の対象

※同一世帯の方全員の所得審査を行い支給の可否を決定します。

那覇市に居住し、国公立の小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者又は区域外就学で那覇市立小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者であればどなたでも申請できます。

- ①生活保護を受給中の世帯（就学援助からの支給対象費目は修学旅行費のみ）
- ②市町村民税が非課税の世帯      ③令和4年4月1日以降に生活保護が停止又は廃止になった世帯
- ④生活保護を受けている家庭に準する程度に、生活が困窮していると認められる世帯      など

## 2 申請に必要な書類

※申請書の記入漏れや書類不備により認定不可となる場合があります。  
※内容の確認や各種証明書など追加で資料の提出を求めることがあります。

- ①申請書（学校の事務室、学務課窓口にて配布。学務課HPページからもダウンロード可）
- ②保護者名義の預金通帳又はキャッシュカードのコピー（支店名、口座番号、口座名義等が確認できるページ）
- ③本籍地、筆頭者、続柄の記載がある住民票謄本の原本・・・【那覇市民以外の方】
- ④令和5年度の所得課税証明書の原本・・・【令和5年1月1日時点で那覇市外に在住していた方のみ】  
(収入額・社会保険料等の控除額・税額の記載があるもの) ※発行時期は各市町村へご確認ください。

援助の対象の理由によって提出書類が異なります。

生活保護を受けている方



①申請書のみ

生活保護を停止・廃止の方



①～②と「保護受給証明書（世帯用）」の原本

東日本大震災等の被災者



①～④と「罹災又は被災証明書」のコピー

【参考例】※令和5年度の目安基準額 同一世帯全員の総収入額が対象です。世帯構成や年齢などにより金額が異なります。

世帯	家族構成	総収入額	世帯	家族構成	総収入額
2人	親1人・小学生1人の場合	209万円	4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	354万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	292万円	5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	394万円

※ここでいう収入とは、以下の算式で算出した額をいいます。

$$\text{収入} = \frac{\text{所得税法上の所得の合算額}}{\text{(給与及び公的年金等については収入額)}} - \frac{\text{所得控除}}{\text{(社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除)}}$$

※認定不可となった世帯で、生計維持者の長期療養や失業等により収入がない場合は、学務課へご相談ください。

## 3 同一世帯

次のいずれかに該当する者は、同一世帯として所得審査の対象となります。

【同一住所に居住している場合（住民票の同一・別を問わず）】

- ・同一生活空間に居住する親族又は同居人      ④申請者世帯と同じ建物の別フロアに居住する親族
- ・申請者世帯の住居と同じ敷地内（番地）の別棟に居住する親族  
※申請者世帯と親族世帯で光熱水費が別契約・別支払いであることを証明した場合は別世帯とします。  
(光熱水費が別契約・別支払いであることを確認できるそれぞれの世帯の領収書等の提出)

【別住所に居住している場合】

- ・婚姻継続中の配偶者      ⑤児童生徒の親権者
- ・住民票は別だが申請者世帯から仕送りを受けている者、または申請者世帯へ仕送りをしている者

※配偶者又は親権者を外して審査する必要のある特段の理由（DV避難等）がある方は学務課までご相談ください。

## 4 申請の締切日・提出先・結果通知

申請月からの援助費支給となりますので、お早めに申請してください。

申請月	申請期限	提出先	審査結果の通知時期
4月	令和5年4月3日(月)～4月28日(金)	保護者が学校事務室又は学務課窓口へ直接提出(郵送不可)	6月下旬
5月以降	毎月末日締切 (土日・祝日にあたる場合は、その前の平日) 最終の締切日：令和5年12月28日(木)まで ※生活保護を受けている方は、令和6年3月29日(金)まで	保護者が学校事務室又は学務課窓口へ直接提出(郵送不可)	申請月の翌月下旬
小学校入学準備金は、小学校就学予定者（令和6年度に那覇市立小学校へ入学を予定する者）に対し、支給します。9月29日(金)までの申請者のみが対象です。学校事務室か学務課窓口に提出してください。 ※小・中学校に在学する兄姉がない場合は、9月1日(金)～9月29日(金)の期間に学務課窓口に直接提出してください。 ※10月以降に申請の場合は、小学校入学準備金の支給対象外となります。			11月～12月予定

●審査結果については、申請月の翌月下旬に郵送にて文書でお知らせします。

●小学校入学準備金の審査結果については、別途郵送にてお知らせします。

●小・中学校の両方にお子さんをお持ちの保護者は、小学校の事務室へ提出してください。

## 5 援助の内容

(5月以降に申請し認定された方は、支給される費目や金額が変わります。)

	学用品費	通学用品費 ※1年生以外	校外活動費 (遠足等)	通学費 ※領収書等 提出必須	新入学学用品費 ※1年生で 4月認定者のみ	修学旅行費 ※対象外経費を除く	生徒会費	給食費
小学校 中学校								

※支給費目及び金額については、4月以降にHPへ掲載しますのでご確認ください。

小学校就学予定者（令和6年度に那覇市立小学校へ入学予定）には、小学校入学準備金を支給します。

※生活保護受給中⇒修学旅行費のみが対象 ※那覇市立以外の学校⇒給食費は対象外

※通学費⇒自宅から学校までの片道距離が小学生4km以上、中学生6km以上で公共交通機関利用者のみ対象。（オキカレカードの写し、利用履歴の原本、領収書の原本等の提出が必要です。）

※修学旅行のキャンセル料⇒傷病等やむを得ない理由に限り支給する。限度額は、参加した場合に支給する修学旅行費の半額とする。

★中学校入学前に新入学学用品費の一部支給を受けた生徒の保護者には、新入学学用品費の差額を支給。

## 6 留意事項

就学援助の審査は同一世帯（同居・別居にかかわらず）の方全員の「収入額（所得額）・控除額・税額」を確認します。税の申告を行っていない方は下記のとおり必ず税の申告を行ってください。

- お子さんと同一世帯の方全員の収入で審査を行うため、世帯の中で誰の扶養にも入っていない方は、必ず税の申告を行ってください。（※収入がない方も、収入がない旨の申告を行ってください。）
- 令和5年1月1日時点で那覇市民の方であっても、税の申告を行っていなかったため審査が行えなかった場合、令和5年度所得証明書（全項目）の提出を求めます。  
申告がまだの方は、申告方法等について市民税課（電話 098-861-3328）へお問い合わせください。
- 令和5年1月1日時点で那覇市以外の住民の方は、転入前の市町村で申告し、令和5年度所得課税証明書（令和4年収入分で収入・控除・税額の記載があるもの）を提出してください。

### 【お問合せ先】

那覇市教育委員会 学務課 就学奨励グループ  
〒900-8553 那覇市泉崎1-1-1（那覇市役所11階）  
TEL 098-917-3505 FAX 098-917-3380  
\*駐車場利用は有料となりますので、あらかじめご了承ください。



那覇市就学援助



詳しくは、那覇市教育委員会学務課  
ホームページをご覧ください。  
【那覇市就学援助】で検索